

令和 6 年度森町保育所保育料表

(令和 6 年 4 月～)

■令和 6 年 4 月 1 日時点において 0 歳から 2 歳までの児童

各月初日の教育・保育認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額：円）	
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯等		0	0
2	市町村民税非課税世帯		0	0
3	市町村民税所得割額 48,600 円未満のひとり親世帯等	1 人目 2 人目以降	7,500 0	7,400 0
	市町村民税所得割額 48,600 円未満の一般世帯	1 人目 2 人目 3 人目以降	16,000 8,000 0	15,800 7,900 0
4	市町村民税所得割額 48,600 円以上 77,101 円未満のひとり親世帯等	1 人目 2 人目以降	9,000 0	9,000 0
	市町村民税所得割額 48,600 円以上 57,700 円未満の一般世帯	1 人目 2 人目 3 人目以降	26,000 13,000 0	25,600 12,800 0
	市町村民税所得割額 77,101 円以上 97,000 円未満のひとり親世帯等	1 人目 2 人目 3 人目以降	26,000 13,000 0	25,600 12,800 0
	市町村民税所得割額 57,700 円以上 97,000 円未満の一般世帯	1 人目 2 人目 3 人目以降	26,000 13,000 0	25,600 12,800 0
5	市町村民税所得割額 97,000 円以上 169,000 円未満の世帯	1 人目 2 人目 3 人目以降	39,000 19,500 0	38,400 19,200 0
6	市町村民税所得割額 169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	1 人目 2 人目 3 人目以降	53,000 26,500 0	52,100 26,050 0
7	市町村民税所得割額 301,000 円以上 397,000 円未満の世帯	1 人目 2 人目 3 人目以降	65,000 32,500 0	63,900 31,950 0
8	市町村民税所得割額 397,000 円以上の世帯	1 人目 2 人目 3 人目以降	65,000 32,500 0	63,900 31,950 0

■令和 6 年 4 月 1 日時点において 3 歳以上の児童

幼児教育・保育の無償化により保育料は 0 円

備 考

- この表において「生活保護法による保護を受けている世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯をいう。
- この表において「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - 母子家庭等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条に定める配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）のいる世帯
 - 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象者
 - 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- この表において「所得割」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割をいい、所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 並びに同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項、附則第 5 条の 5 第 2 項及び附則第 45 条の規定は適用しないものとする。
- 教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する教育・保育給付認定子どもで、保育園・幼稚園等に入所している子どもが複数いる場合、小学校就学前までの子どものうち、最年長の支給認定子どもから順に第 1 子はこの表の金額とし、第 2 子は 2 分の 1 の額、第 3 子以降は 0 円とする。
- 前項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層が、市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等又は市町村民税所得割課税額 57,700 円未満の一般世帯におけるこの表の適用については、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする負担額算定基準者は年齢にかかわらず算定するものとし、最年長の子どもから順に第 1 子はこの表の金額とし、第 2 子は 2 分の 1 の額、第 3 子以降は 0 円とする。ただし、第 3 階層及び第 4 階層である市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等については、第 2 子以降は 0 円とする。